

## キャンプ禁止区域の一部指定解除について

### 1 要旨

特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例（以下、条例）第3条第2項の規定に基づき指定されているキャンプ禁止区域のうち、西伊豆町の安良里海岸網屋崎キャンプ禁止区域について、禁止区域内にグランピング施設が開設される予定があることから、禁止区域の一部指定解除を検討する必要がある。

#### 【条例（抜粋）】

（キャンプの禁止区域の指定）

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域をキャンプの禁止区域として指定することができる。

2 知事は、キャンプに必要な給排水施設、ごみ、し尿その他の汚物の処理施設等が不備な場所で、多数の者が集合してキャンプを行なうことにより、当該地域における環境衛生が著しく阻害され、かつ、周辺の住民が著しく迷惑をこうむる事態が発生するおそれきわめて強いと認められる地域を、6月1日から9月30日までの間、キャンプの禁止区域として指定することができる。

（関係者の意見聴取）

第4条 知事は、前条の規定によるキャンプの禁止区域(以下「禁止区域」という。)を指定し、又は指定の解除をしようとするときは、関係市町長及び指定し、又は指定の解除をしようとする区域の土地の所有者又は管理者の意見を聞かなければならない。

（諮問）

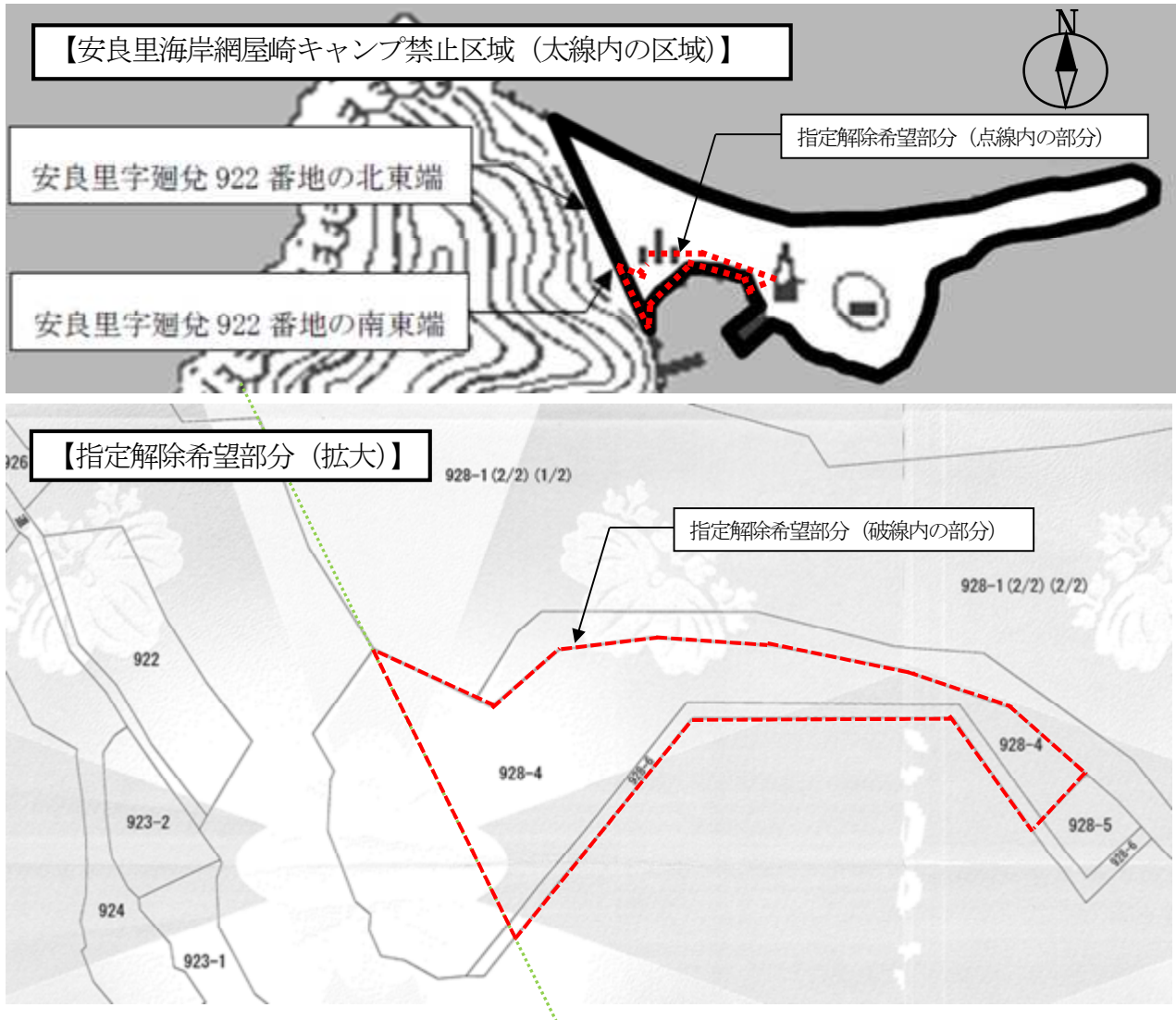
第5条 知事は、禁止区域を指定し、又は指定の解除をしようとするときは、静岡県附属機関設置条例（昭和27年静岡県条例第60号）第1条に規定する静岡県青少年環境整備審議会の意見を聞かなければならない。

（公示）

第6条 知事は、禁止区域を指定し、又は指定の解除をするときは、その旨を県の公報で公示しなければならない。

## 2 一部指定解除希望部分

安良里海岸網屋崎キャンプ禁止区域（賀茂郡西伊豆町安良里字廻兌 922 番地の北東端と南東端を通る直線から東側の網屋崎の区域）のうち、  
賀茂郡西伊豆町安良里字網屋崎 928 番地 4 及び 928 番地 6 のうち 928 番地 5 の北端と西端を通る直線から北側の部分



## 3 一部指定解除条件

- ・キャンプに必要な給排水施設、ごみ、し尿その他の汚物の処理施設等が整備されていることを現地調査により確認済（条例第3条第2項関係）。
- ・町、土地所有者、関係自治会から一部指定解除について支障ないという旨の意見書が提出されている（条例第4条関係）。

## 4 今後の流れ（予定）

諮問（静岡県青少年環境整備審議会）（条例第5条関係）

↓（諮問により一部指定解除が適当と認められた場合）

県の公報で公示（条例第6条関係）